

福島県知事

内堀 雅雄 様

令和元年台風第19号等  
災害に関する緊急要望書

令和元年12月 6日

福島県南相馬市長 門馬 和夫

令和元年台風第 19 号及び 10 月 25 日の大雨により、市内では複数箇所での河川の氾濫及び 400 棟を超える住家が床下、床上浸水並びに約 4,000 戸が断水になるなど、大規模な被害が発生しました。

この大規模な被害は、激甚災害の指定を受け、自治体の復旧事業に対する国庫補助率の引上げなど手厚い支援が行われております。

一方で、被害箇所での早期復旧及び改修並びに生活再建のための更なる支援等が必要であることから、下記事項について要望いたします。

## 記

### 1 河川復旧及び改良復旧等に関する事

- (1) 被災河川（新田川、水無川、太田川、小高川、川房川、真野川、上真野川など）の応急対策及び早期復旧並びに越水箇所の堤防嵩上げを実施すること。特に、高の倉ダム直下の水無川、新田橋付近の新田川及び横川ダム直下の太田川について改良復旧を実施すること。
- (2) 河川内に堆積した土砂の早期撤去及び河川内に繁茂している竹林等を伐採すること。
- (3) 水門閉門時における内水面被害の軽減のため、河川水門のゲートポンプを設置すること。
- (4) 河川氾濫により甚大な被害を受けた親水公園（大原水辺公園、新田川すずり岩水辺公園、水無川いこいの河畔公園、小高川小高親水公園、真野川ふれあい広場）の早期復旧を実施すること。

### 2 利水ダムに関する事

利水ダム（高の倉ダム、横川ダム）のダム管理規程等においては、かんがい期間前までに常時満水位（貯水率 100%）となるような管理が求められており、洪水に備えた事前放流については定めがない。

また、当該規程等については、昭和 50 年代に定められたものであり、当時の農地面積に比べ現在は面積が減少していることから、常時満水位を目標とした管理は過大であるとも考えられるため、ダム管理のあり方及び貯水率の設定など、ダム管理規程等の検証及び見直しを行い、管理受託者である市に示すこと。

さらに、洪水に備え、事前に放流するなどの洪水調節機能強化に向けた検討、改修等を行うこと。

### 3 道路復旧等に関すること

(1) 被災道路の早期復旧及び再発予防措置を実施すること。

特に被害が甚大かつ重要な路線

①主要地方道原町浪江線（原町区馬場字横川地内）

②主要地方道原町川俣線（原町区大原地内）

(2) 冠水又は土砂崩れ等で通行不能になった際には、速やかに通行止め等の規制を実施すること。

(3) 災害時を想定し冠水区域の注意喚起看板等を設置すること。

### 4 災害復旧事業に対する財政支援等に関すること

(1) 災害復旧事業における査定設計及び実施設計については、国庫補助等の対象ではあるものの被害が甚大であることから、自治体の実情を踏まえ、更なる財政支援の強化を国に要望すること。

(2) 国指定重要無形民俗文化財に指定されている相馬野馬追が執行される雲雀ヶ原祭場地の復旧について、国庫補助の対象ではあるものの被害が甚大であることから、更なる独自の支援制度を創設すること。

(3) 半壊以下の床上浸水世帯については、被災者生活再建支援法の対象とならず、生活再建に向けた支援が乏しいため、独自の支援制度を創設すること。

以上